

## ～年間パスポート（共通観覧券）の有効期限の延長について～

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館期間（※1）に利用することができなかった年間パスポートに対して、有効期限を延長します。  
対象となるパスポートをお持ちの方は下記の文化施設（※2）にご提示ください。

### 【対象①】

購入日：平成31年3月1日～平成31年4月11日  
（有効期限：令和2年2月29日～令和2年4月10日）  
→ **有効期限：令和2年6月30日まで一律延長**

### 【対象②】

購入日：平成31年4月12日～令和2年4月10日  
（有効期限：令和2年4月11日～令和3年4月9日）  
→ **有効期限：3か月延長**

例) 購入日が令和2年4月10日の場合

有効期限：令和3年4月9日 → 令和3年7月9日 となります。



購入日

- ※1 臨時休館期間：令和2年2月29日～3月15日 及び 令和2年4月11日～5月31日
- ※2 寺島蔵人邸、中村記念美術館、金沢くらしの博物館、安江金箔工芸館、金沢ふるさと偉人館、泉鏡花記念館、金沢湯涌夢二館、金沢蓄音器館、前田土佐守家資料館、室生犀星記念館、徳田秋聲記念館、金沢市老舗記念館、金沢文芸館、金沢湯涌江戸村、鈴木大拙館、谷口吉郎・吉生記念金沢建築館、金沢能楽美術館

- 注1 いずれのケースでも、対象となる年間パスポートをお持ちの場合に限り有効です。廃棄してしまった場合は対象となりませんのでご了承ください。
- 2 団体割引対象施設（石川四高記念文化交流館、石川県立伝統産業工芸館、石川県立美術館、加賀本多博物館、石川県立歴史博物館）は期限延長の対象となりません。
- 3 2の団体割引対象施設では期限延長の手続きができませんのでご注意ください。